

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院における三浦周行の法制史講義

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮部, 香織 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002376

國學院における三浦周行の法制史講義

宮部香織

はじめに

歴史学者の三浦周行（明治四年「一八七二」～昭和六年「一九三二」）は、帝国大学（東京帝国大学）文科大学の出身で、西洋史学の研究方法を導入することにより、近代史学として国史学が発展していくなかで基礎となる業績を上げ、この近代史学の手法を法制史にも応用させて、その発達に大きく貢献した人物である。さらに、京都帝国大学文学部の国史研究室の基盤を内田銀蔵とともに築いた人物としても夙に知られ、本年（平成二十三年）は三浦の生誕百四十周年に当たる。

こうした三浦の帝国大学文科大学での学生時代ないし講師時代、京都帝国大学文科大学に講師として赴任して以降の経歴や業績については、すでに先学により詳細な研究がなされている。但し、この間の明治三十四年から三十九年にかけて、三浦は國學院（國學院大學）で教鞭を執っていたことがあり、この國學院時代についてはこれまで殆ど明らかになっていない。また、この期間は、國學院が専門学校令の認可を受け、「國學院」から「私立國學院大學」へ

と改められ、学科課程においても大幅な改編・拡充が行なわれていた時期でもあった。本稿では、このような過渡的状況にあった当時の國學院における三浦周行の教育・研究活動について論じていきたい。

一 三浦周行と國學院との関わり

(一) 経歴

三浦周行⁽¹⁾は、明治四年に出雲国島根郡内中原町に生まれ、十一年一月に松江師範学校附属小学校へ入学、十六年九月に松江中学校に入学し、その後は勉学のために上京して二十一年六月、東京専門学校に入学するも、同年十一月に東京英和学校に移った。明治二十三年九月、東京英和学校を卒業して、帝国大学文科大学国史科にこの年新設された選科へ一期生として入学した(国史科の創設は二十一年であるが、学生を迎えたのはこの年が初めてであり、選科はこの年に新設された)。明治二十八年二月、東京帝室博物館に勤務となり、同年四月に帝国大学文科大学における史料編纂掛の設置にともない史料編纂掛助員に採用される(二十三年より史料編纂員となる)。編纂掛部長田中義成のもとで『大日本史料』第六編(南北朝時代)の編纂を担当し、ついで第四編(鎌倉時代)も担当した。明治三十四年二月、帝国大学法科大学より法制類聚編纂を嘱託され⁽²⁾(三十五年に辞任)、また國學院の講師を嘱託されて、「武家法制」や「法制史」の科目を担当することとなる。明治三十六年には文科大学の講師を嘱託され、「法制史」(三十六年度)、「国史」(三十七、三十九年度)を受け持った。同二十八年の官制公布にともない史料編纂官となる。

明治二十九年、京都帝国大学に文科大学が設置され、その翌年に史学科が開設されると、三浦は文科大学より国史材料蒐集を嘱託された。明治四十年八月、史料編纂官を免ぜられ、史料材料蒐集の嘱託を解かれて、京都帝国大学文

科大学国史学講師となり、また史料編纂補助嘱託を委嘱された⁽³⁾。明治四十二年五月、教授に昇進して国史学第二講座を担任する。大正四年（一九一五）からは、同法科大学で池辺義象の退職にともなって「法制史」の講義を担うこととなった。その後、大正九年五月から十二月まで欧米の大学を視察するために渡航し、イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア、アメリカを訪れた（帰国後、この旅行記録を『欧米觀察過去より現代へ』内外出版、大正十五年）に纏めている。大正十年、京都帝国大学経済学部で「日本経済史」の講義も担当するとともに、十一月から大谷大学の非常勤講師をつとめ、さらに同年より昭和二年（一九二七）までの間、東京商科大学で「日本法制史」の集中講義を毎年行なった。同じ大正十年の十月十八日に、東京帝国大学文学部において「親子関係ヲ中心トシテノ本邦家族制度二冊」、「戦国時代ニ於ケル各般制度ノ発達一冊附録一冊」の二本の論文により、文学博士の学位を授与されている⁽⁴⁾。明治三十三年十二月、初の単著書『五人組制度の研究』を法経論叢の一冊として有斐閣より刊行し、以降、講座『大日本時代史』の一冊である『鎌倉時代』（早稲田大学出版部、明治四十年）をはじめ、『法制史の研究』（岩波書店、大正八年）、『続法制史之研究』（同、大正十一年）、『日本史の研究』（同、大正十一年）、『日本史の研究第二輯』（同、昭和五年）などの論文集のほか多数の著書・論文を執筆している。

（二）國學院における三浦周行

前述のように、三浦周行は、明治三十四年より國學院での講義を担当しており⁽⁵⁾、本節では、どのような講義科目を担当していたのか見ていきたい。

三浦への國學院の講師嘱託については、『國學院雑誌』第七卷第二号（明治三十四年二月発行）の彙報欄「國學院の講師委嘱」の記事に、「國學院にては、本年新学期より左の新講師を嘱託せり」として、文学士岡部精一、同喜田貞吉、

三浦周行、三矢重松、宮西惟助ら五氏の名が連ねられており、喜田は第一年級の「王政時代史」、岡部は第二年級の「武家時代史」、三矢は第一、二年級の「文典」、宮西は第一年級の「軍記物」、三浦は第三年級の科目である「武家法制」を担当することが記されている。この記事に「本年新学期より」とあることから、三浦ら五名は明治三十四年の一月より講義を開始したものと思われる。

この時期の國學院は、卒業生に日本歴史および国語科の中等教育免許資格を取得させるために、明治三十二年に皇典講究所副總裁の久我建通が文部省に申請して認可を受け、これにともなう学科の改正が行なわれ、法制科は国史科と合併されて国史法制科となり、講師陣の強化が図られた。しかし、中学校・師範学校等の教員育成に偏重した傾向がみられるとの批判が出たことにより、三十五年以降ふたたび学科課程の改正が行なわれはじめた。このような学科改編期に、三浦は法制科目を教授していくことになったのである。

明治三十六年九月の新年度開始時には、三浦の担当は第三年級の「法制史（武家）」と第二年級の「法制史（王代）」の二科目となった。後に述べるところでもあるが、三浦は当初に担当していた第三年級の「武家法制」において、武家時代の法制を講述する以前に、その前時代の古代法制についても講義を行っていた。これは当時、学科の科目に古代法制が設けられておらず、武家法制を学ぶ上でも古代法制について知識を得ておくことが不可欠であるため講述せざるを得ないという三浦の判断により行なっていたのであった。しかし、一年間で古代から近世までの法制を通史的に講義していくのは時間的制約が多く困難であると訴えており、そんな三浦の希望が聞き入れられてのことであるかは明らかでないが、明治三十六年度より、第三年級「法制史（武家）」、第二年級「法制史（王代）」、第一年級「日本制度通、皇室典範」（宮西惟助が担当）として法制科目が二学年通じて設置されるに至った。ここにおいて科目名が「法制史」と変更されたが、「法制史」の科目名は帝国大学法科大学および文科大学で採用されたのが最も早く、私学で

は國學院、早稲田大学がこれに次いで採用するところとなった。

また、この同年度には研究科が再開され、三浦も国史法制科の指導講師の一人として囑託された。研究科は、國學院の設立当初に本科を卒業した者が更に学問を究めるために設置されたものの、第一回の卒業生を送って以降は經濟上の理由から休講状態となっていた。これに対して、再開の要望や國學院を充実させて大学と同程度の高等教育機関とするべく企図されたことにより、明治三十六年四月に研究科の規定を改めて文部省の認可を受け、再開されたのであった。⁹⁾ 国史法制科では、井上頼圀、三上参次、萩野由之、関根正直、三浦周行らを指導講師として囑託することとし、¹⁰⁾ 三浦は高橋萬次郎、植木直一郎らの指導を担当した。¹¹⁾

その後、國學院は明治三十六年に発令された専門学校令の認可申請のために学則を大きく改編して、予科二年、本科三年の大学部を新たに設置し、従来の本科を師範部として国語漢文歴史科を置き（翌年に国語漢文科、歴史地理科の二科に分けた）、別に専修部を設けて、新設の大学部は明治三十八年に予科一年生の募集が行なわれて開講された。¹²⁾ 同年度の学科科目によれば、三浦の担当科目は大学部予科第一学年の国史法制科目「法制概要」、師範部国語漢文歴史科第三学年の国史法制科目「法制史（武家時代）」、国語漢文科第二学年の歴史科目「法制史（王朝時代）」、地理歴史科第二学年の国史法制科目「法制史（王朝時代）」、専修部国文科第二学年の国史法制科目「法制史（王朝時代）」、国史科第二学年の国史法制科目「法制史（王朝時代）」の六種であり、¹³⁾ 研究科での指導も引き続き行なった。¹⁴⁾

明治四十年、三浦が京都帝国大学文科大学の講師として京都に赴任し、國學院大學の講師を辞任すると、その後任には文学士澤邊復正¹⁵⁾が講師として囑託され（新規科目である大学部本科の「法制史（口授）」も担当）、また師範部第一学年の「法制史」については研究科での三浦の指導学生であった植木直一郎（明治三十九年度に卒業）に講師の囑託がなされた。¹⁶⁾ しかし、この京都帝国大学への赴任により、國學院大學と三浦との関係が全く途絶えてしまうことはなく、

その後もしばらくは期間出講のかたちで講義を行なっている。明治四十年度は師範部の歴史地理科第三学年に「武家法制」、同第二学年その他に「日本法制の系統」⁽¹⁷⁾を、その翌四十一年度の第一学期に、大学部本科生に「日本法制の系統」、師範部の歴史地理科第二学年に「武家法制」を各々講述している⁽¹⁸⁾。

二 國學院における三浦周行の講義

(一)『國學院雜誌』に掲載された「日本法制史」講義録

三浦周行が執筆した法制史の概説や講義録の類は、著書等に収録されているものが夙に知られている。成稿順に掲げていくと以下のようなになる。

- (一)「日本法制史」『法律大辞書』⁽¹⁹⁾(明治四十二年) 所収
- (二)「法制史総論」『法制史の研究』(岩波書店、大正八年) 所収、明治四十一年四月成稿
- (三)「法制史概論」『続法制史の研究』(岩波書店、大正十四年) 所収、大正八年十月成稿
- (四)「法制史講義」京都帝国大学法学部講義録、大正九年
- (五)「法制史講義」『続法制史の研究』所収、大正十二年五月成稿
- (六)「法制史」『現代法学全集』二二二(日本評論社、昭和五年) 所収
- (七)「日本法制史」(創元社、昭和十八年)

右に掲げた概説・講義録のほか、三浦は國學院においても講義録を執筆しており、『國學院雜誌』第九卷第一号（明治三十六年一月）から第四号（同年四月）にわたって計四回掲載された。本講義録は残念ながら、三浦の多忙などにより未完に終わったものの²⁰、これら概説・講義録の類のなかでは現在確認できるものの中では最初期のものとなる。

この三浦の講義録が『國學院雜誌』に連載されることになった経緯については、『國學院雜誌』第八卷第十一号（明治三十五年十一月）の予告頁に次のように説明がなされている。

本誌予告

明治三十六年一月発行の本誌、第九卷第一より大に紙面を改良し、本誌を論説、雜録、詞林、彙報等の各欄とし、益々材料を精撰し、斯学の普及發達を計ると共に、更に読者諸君の利便を計り、従来の評釈欄を廃し、新に講義欄を設けて、巻尾に附録とし、新講義を掲載して、漸次完結せしむべし。まづ明年一月より掲載しはじむべき新講義は左の如し。

日記類

文学博士 萩野由之

言語学

文学博士 金澤庄三郎

日本法制史

三浦周行

この予告の通り、右の三本の講義録が第九卷第一号より掲載され、その緒言の冒頭にて三浦は「余は、今回國學院編輯部の囑託を受けまして、日本法制史の講義を、本誌に掲げる事になりました」と述べている。本講義録は、前述のごとく途中で連載終了となったが、三浦の言によれば、江戸時代より始めて漸次上古に遡って講述していくという

構想が掲げられている。古代より始めて時代を下っていくという常套の講述法ではなく、右のように新しい時代から遡っていく手法を採用したのは、國學院での講義は古代の法制より始めるため授業時間と進度の都合から江戸時代の法制に関する説明が不充分となっており、講義での不足を補うのが第一の理由であった。この講義の不足を補うことを念頭において、國學院の第一年級で制度通として各制度の概況を教授し、第二年級以上で律令格式以下の各時代の法制書に関して教授するという課程に沿った内容とすることや、新しい研究の成果を盛り込んで授業で講述した内容を是正していくといった、國學院での教授内容に対応した講義録の執筆が企図されている。

また、この第一の理由を契機としてさらに、現代に近い時代は史料が多く残されており、現在とも縁が近く、「新しい時代を詳しくした眼」で古い時代を見れば注意力が盛んになるという「史学の研究法及び教授法に就いての平素の理想」を法制史においても採用して実行してみたい、あるいは、一般歴史の教授の比重が古代の方に傾きやすく江戸時代についてはよく知られておらず、概念だけでも普及させる機会を与えるのが現在の急務である、といった第一、第二の理由も述べられ、当時の三浦が抱いていた史学ないし法制史学の研究・教授に対する考え方が示されている。

この緒言で掲げられた構想の通りに講義録の執筆が完結していたならば、当時においては画期的な講義録となっていたであろうが、残念ながら「第壹編江戸時代」のうち、「第壹章序論」の「第壹節史料の種類」、「第貳節研究上の注意」の途中で終わっている。しかしながら、この短い文章の中にもその後の三浦の法制史学の特徴を表すような記述がみられる。たとえば、「第壹節」の「(a) 法令の実施に就いて」に以下のような記述が存する。

さて、此時代の法令は、概ね社会の必要に応じて制定致されたとはいへ、法令其物が、果たして社会の必要に應

じて遺憾なきを得たか、得なかつたかといふ事は、固より別問題であります、詳しく言へば、立法者が社会の或る出来事に就いての弊害を認めまして、これを矯正せんが為めに制定致しました法令が、予期の如き効果を収めたか、將た立法の精神を没却して、却つて其弊害を助長したか、又それ迄で無くとも、其目的に向かつては無効であつたか、といふ様な事共は、別に研究を要すべき問題であります、：略：

されば、法制史の研究には、啻に法令其物に対する智識を以つて満足すべきでなく、進んで斯る実施の状態をも詳らかにすべき必要があります、古くは、大宝の律令が、彼程に整備して居乍ら、實際と背馳して居る部分の多いところから、学者の中、或ひは初めより、全く空文虚設に過ぎなかつたかの如くに看做すもありますれば、又制定の当時に行はれて居たものが、王綱の紐を解くと共に廢弛した様に説く人もあります、これと申すも、前述の方面に対する研究が不充分であるからの事で、若しも此研究だに進めていったならば、実施の程度も自ら判明して、此くの如き兩極端の見解を許さぬ筈であります、

このように法令とは社会の必要に依じて、あるいは必要に迫られて發布されていったものであり、法制史を研究する上では、法令自体だけではなくそれを取り巻く社会状況にも目を向け、常に文化史、社会史的な広い視点から研究対象である法制を觀ていくといった姿勢は、以後に執筆された概説、講義録においても一貫して説かれている。このような三浦の研究方針を、瀧川政次郎は「社会史的法制史学」と称している。⁽²⁾

(二) 河野省三筆記による「法制史」講義ノート

右の講義録が『國學院雜誌』に掲載された明治三十六年は、三浦が國學院講師となり「武家法制」の講義を担当し

はじめてから三年という時期であった。三浦は、当時の講義の様子について、この講義録の緒言冒頭において、

…余は、先年から、國學院の第三年級で、法制史の教授を担当して、今日迄に都合三回、其の講義を繰返して居ります、課程の上では、専ら武家時代を主とする事になつて居りますが、同院では、法制史の口授といふものが、下級に闕けて居りますために、余儀なく、上古から講述する事に致して居ります、然るに、授業時間は、一学年間、毎週僅に二時間に過ぎないので、固より略説に止めて居りますけれども、進んで江戸時代に至る頃には、何時も学年の終末に近づいて、概略乍らも、其説を尽くし兼ねる事を遺憾に思つておりました…略…

と述べている。すなわち、國學院では第三年級以前に法制史科目が設定されておらず⁽²²⁾、しかし古代からの流れを理解していなければ、いきなり武家時代について学んだとして理解がうまくいかないと考えて、当初の課程をいささか変更して古代の法制より講義を開始しているものの、一学年で通史を教授することの困難をここに訴えている。

このような学科課程の不備に対する三浦の訴えが聞き届けられてのことか、明治三十六年九月の新学期より国史法制科では、第一年級に宮西惟助担当の「日本制度通、皇室典範」(前年度より設置)、第二年級に三浦周行担当の「法制史(王代)」、第三年級に同じく三浦担当の「法制史(武家)」という三学年通じての法制史科目が設置された⁽²³⁾。

この当時、後に國學院大學で教鞭をとることになる神道学者の河野省三が二年生として在籍しており、宮西の「日本制度通、皇室典範」および三浦の「法制史(王代)」を、さらに第三年級に進んで「法制史(武家)」を受講しており、それらの講義筆記ノートが残されている。宮西の講義筆記ノートに関しては既に拙稿⁽²⁴⁾において論じているので、ここでは三浦の講義筆記ノートを中心に見ていきたい。

河野が筆記した三浦の講義ノートは糸綴じの西洋ノート四冊にペン書で記されており、各書誌は次の通りである。

- (一) 表紙「日本法制史 三浦周行講師口述 武家法制卷之一 國學院二年生河野省二(墨書、一部朱書)
一三〇頁(横罫) 一一・四×一七・二糎
- (二) 表紙「三浦講師述 日本古代法講義二 日本法制史別記 國學院二年生河野省二(墨書、一部朱書)
五六頁(縦罫横書) 一一・〇×一七・四糎
- (三) 表紙「三浦周行先生講 武家制度 壹 國學院三年生河野省二(墨書)
一三二頁(横罫) 一一・四×一六・八糎
- (四) 表紙「三浦講師口授 武家制度 貳 國學院三年生河野省二(墨書)
九八頁(横罫) 一一・二×一七・〇糎

右四冊の表紙に記載されている講義名は「武家法制卷之一」、「日本古代法講義二」、「武家制度 壹」、「武家制度 貳」と一貫していないが、内容を見ていくと、左に示すように一連の講義を筆記したものであることがわかる。

- (一) 第一章(総論、時代区分²⁵)、第二章「上古時代」(外国トノ交通ノ関係、氏姓ノ事、祓・禊)、第三章「中古時代」(憲法十七ヶ条、律令格式、令、大宝律令、律令ノ註釈書、格式、延喜式、儀式、我国ノ制度ト支那制度トノ比較)、史料・神祇令、僧尼令、格、延喜式 ※本文末尾に「(第二卷ニ続)」との朱書あり
- (二) (我国ノ制度ト支那制度トノ比較(続)、明法家、檢非違使)

- (三) 「武家時代」(武家ノ勃興、御家人ノ性質、守護地頭ノ制度、代官・眼代、地頭ノ廢置、幕府ノ組織、公家・武家ノ關係、貞永式目以前ノ法制ノ傾向、貞永式目)、史料・貞永式目 ※冒頭に「法制史」との朱書あり
- (四) (貞永式目トソノ追加篇、制定法と慣習法、武家法制ノ特色)、史料・信玄家法、第五章「戦国時代」(第十節 国法ノ發達、第十一節 国法ノ傾向)、第六章「江戸時代」(第十二節 裁判管轄、第十三節 訴訟ノ手續、第十四節 御定書ノ制定、第十五節 幕府ノ立法上ノ主義) ※冒頭に「日本法制史卷四」とのペン書あり

第三冊の「武家時代」に第四章の表記が抜けていたり、第四冊に至って初めて節の表記が出てくるといった表記の不統一も若干存するものの、学生が講義を聞き書きしたものであることを踏まえれば、これらの不統一は聞き漏らし等によって生じたと思像し得る。表紙の講義名の不統一については、河野の受講時は、三浦の講義が第三年級のみが開講であつたのを第二年級、第三年級と二学年に連続する科目に改編され、さらに科目名自体も変更されるといった過渡期であつたことによるものと考えられよう。

なお、三浦の「法制史」講義の様子について、受講していた河野自身によつて次のような回想がなされている。⁽²⁶⁾

：日本法制史の三浦周行先生は千駄木の方から、細い鉄のステッキを握つて来られた。私の先輩八代国治氏などと共に史料編纂掛復興の衝に当つてをられたからであらう、冬は七時から二時間、暑くなると午後四時から講義である。古文書学の黒板博士の口述は、時々ゴーストアップ、又忽ち激流堤防を決潰して注ぐ勢ひだつたが、三浦博士のは山川の流れ淀みなく、私などが折々ペン先が歪んで、あたりを見廻すと同窓のペンが右腕と共に踊つ

てゐる。三学年の冬の一朝、大雪の積つた第一時間の授業に、三浦講師が急いで教壇に立たれると、いつもの通りほゞ皆出席してゐるのを見て、欣然として愉快と叫び、直ちに教務課から一枚の大奉書を取寄せさせて、何年何月何日、大雪の朝、法制史の講筵に列なる面々はと云ふやうに書き始めて一同が連署した。之は後にも長く先生の語り草の一つとなつたが、其の日、いつもは壇上から自分で下ろして遠くに置く大きな火鉢を、そのまゝにして一しよに手をかざしつゝ、暫時談笑の後、例の講義を進めた。…略…三浦周行（博士）講師の日本法制史は二年、三年と続いて、時々令や吾妻鏡、貞永式目などの原典の接触しながら、着々として進んだ。

右の回顧によれば、三浦の講義は、冬は朝の七時から、夏は午後四時から週二時間で「山川の流れ」のごとく淀みない調子で講述され、時には令や吾妻鏡、貞永式目などの原典にふれながら授業を進めていたとある。確かに、前掲の講義筆記ノートと照し合せて見ると、講述部分とは別に原典史料の抜き書きや語句の説明が書き記されており、講述部分においても原典に依拠した記述がしばしば見られる。

また、河野以降では、第一八期生の秋岡保治²⁷が、明治四十二年頃に國學院大學国史科の二年生として三浦の法制史講義を受講しており、その時の様子について以下のように回顧している²⁸（カッコ内は筆者）。

…三浦周行先生の法制史の如きは開講が午前六時か七時頃の早い時間で、とても出席して受講するのが困難でありました。しかも先生の講述は流暢で、超スピードでしたのでノートを取ることが出来ず難儀いたしました。しかし先生の講義には努めて出席して聴講いたしました。何と申しましても学問の差がありましたため、微に入り細をうがった折角のお話しを速記するだけで骨が折れ、三人（秋岡、同期の宮川宗徳²⁹、野沢富恵）ともノートを

持ち寄つて再吟味し、落ちているところを補つたりいたしました。

先の河野による回顧と共通するように、三浦の講義は依然として早朝より開始されて、かなりの速度で講述するという形式で進められ、秋岡らは講義についていくのに難義していたとある。しかしながら、彼らもまた三浦の講義に對して特別の興味を感じていたようである。⁽³⁰⁾

三浦の法制史講義の内容について、前節に掲げた活字化された講義録類の内容と比較していくと、(四)の京都帝國大学法学部での講義録「法制史講義」の内容に一番近いと思われる。しかし、京都帝國大学での講義でふれられていない事柄が國學院での講義では取り上げられている場合も存し、また國學院での講義の方が京都帝國大学のものよりも詳しい内容となっていたりもする。⁽³¹⁾ 三浦の法制史の講義録は前掲のごとく複数著されているが、それぞれに取り上げる内容の範囲や重点が異なっており、時系列にその内容が増補されていくという性格は有していない。これは、著作として概説を執筆したのではなく、大学での講義を文字化した講義録であるということに起因し、講義には時間的制約があることから、年度ごと、ないしは大学によって講義内容の重点を変えていたのであろうと推測され得る。⁽³²⁾

國學院での三浦の法制史講義は、上古時代や中古時代の章において、各時代の社会状況を詳しく説明した政治史、時代史的な部分も多くみられ、他の講義録と比較しても詳細な内容となっている。これは、三浦が國學院で法制史の講義を委嘱される以前に、古代の家族制度や身分制度、鎌倉時代の人物史などに関して研究していたこともあるが、法制史を研究する上で法制の沿革的研究を行なうだけでなく、その前提となる時代背景にも目を向ける必要があるという三浦の持論が反映されているものと考えられる。河野による講義筆記ノートにおいても「法律ノ明文ノミナラズ、ソノ実施及ビ内容ヲモ知ラサル可ラズ、又ソノ風俗ノ慣習法ナカリシヤ否ヤヲモ研メザル可ラズ、斯ノ如クナルトキ

ハ法制史ニ關係スル政治史、風俗史等ニツキテモ研究セザル可ラズ」との一文が記されており、他の講義録にも「殊に社会人事を支配すべき法制の如きは、各時代の社会と最も密接なる關係を有するものならざるべからず。若し然らざるに於ては、其内容は法制として如何に完備せりとも、実施の結果は空文徒法に終るの外なし。」(「法制史総論」)、「必ず知らなければならぬことは其法制を要求し若しくはこれに適當なるものとして実施された社会の状態である」(「法制史概論」)、「法制史も亦我文化史の一部のあらはれに過ぎないのであつて、国民生活の法制的部分を取扱ふものと観たい」(「法制史講義」)『続法制史の研究』所収)、「必ずや国民生活の必要が、其法律を生み出だすに至つた關係を明らかにせなければならぬ」(「法制史」)として同様のことが繰り返して論じられている。

さらに河野のノートを見ていくと、上古、中古、鎌倉にくらべて戦国時代、江戸時代の分量が短縮されている。これは三浦自身が『國學院雜誌』に掲載された講義録「日本法制史」の中で、前掲のごとく「進んで江戸時代に至る頃には、何時も学年の終末に近づいて、概略乍らも、其説を尽くし兼ねる事を遺憾に思つて居りました」と述べているように、講義時間の都合から簡潔な講述にとどめたのであろう。講義録「日本法制史」は、國學院での講義の不足を補う目的でも執筆されたものであり、実際、河野のノートの第六章「江戸時代」の「第十三節 訴訟ノ手續」中の「訴訟の範圍、手續」の項目に「(日本法制史参照)」と書かれており、右講義録「日本法制史」は講義の中で活用されていたことが窺える。

三浦と河野の關係について見ていくと、河野はその在学時に三浦に特別の指導を受け、國學院を卒業した後も、京都帝国大学教授となった三浦が上京した際などには旅館に同宿を許されるなどの待遇を受けた。また、河野の卒業の際には研究の道に進むよう熱心に勧められ、場合によっては伊勢の神宮皇學館の教師へ推挙するとの申し出まで受けたことがあつたようである。しかし、河野が家庭事情により(十八歳の時に父親が亡くなり家督を継いだため、玉敷神社

社司として奉仕することになっていた)、その申し出を辞退すると、三浦からは「それもよい、静かに田舎で研究の大成を期し給へ」などと心底からの激励を受け、深く感激したことを懐述している⁽³³⁾。

三 國學院研究科学生との『令集解』の校定作業 — 高橋萬次郎と植木直一郎 —

三浦周行が、國學院(國學院大學)研究科の指導講師となり、その最初の指導学生が高橋萬次郎と植木直一郎の二人であったことは既に第一節で述べたが、本節では、学内での研究指導のほかに三浦がこの二人と行なっていた令法典の注釈書集成である『令集解』の校訂作業について取り上げていきたい。

令法典の公権的注釈書である『令義解』は、江戸期に立野春節校印の『令義解』(青本)および塙保己一校訂の『令義解』(赤本)が版行されたが、私撰の諸注釈を集成した『令集解』については版行されることはなかった。明治初年に蕉園石川介なる人物によって、流布本の三十五巻本系統の『令集解』写本を底本に校訂が加えられて、木活字版にて須原屋茂兵衛より刊行された(全三六冊、以下は校印本『令集解』と称す)。三浦は、この校印本『令集解』を底本に種々の『令集解』写本との校合を行ない、翻刻した活字本『令集解』を明治四十五年に国書刊行会より刊行した⁽³⁴⁾(以下、国書刊行会本と称す)。

この『令集解』の校訂作業を行なうことになった経緯について、三浦による巻頭の序文「令集解の刊行に就きて」において以下のように述べられている⁽³⁵⁾(カッコ内は筆者)。

余の本書に拠りて令制を研究するや、往々活字本の文字に誤脱あるを発見して、転々其憑拠とし難きに苦しめり。

法学博士宮崎道三郎氏亦夙に之を慨せられ、談本書に及ぶ毎に、諸本を校合して底本を作るの急務を告げられざる事ならず。余即ち博士に謀り、明治三十一年以降、毎週一回博士の邸に会して本書の校読を行ひ、諸本の異同を見出す毎に、余の活字本に朱批を加へたり。其初めに当りては、校合に充てし諸本も数部に過ぎざりしかど、栗田(寛)、井上(頼圀)、萩野(由之)諸博士等此計画を賛して、各其珍藏の本を提供せらるゝに至りて、頓に校者の不足を感じしかば、同志の士に向つて会同を求め、爾来和田英松、佐藤球、文学博士幣原坦、法学博士中田薫の諸氏、前後交々会読の員に加はられたり。

右によれば、校印本『令集解』の字句に誤脱が存することに難を感じていた三浦が、宮崎道三郎に話を持ちかけ共同で校読作業を週一で宮崎邸にて行なうようになり、それに賛同した栗田寛、井上頼圀、萩野由之らが自身の所蔵本を提供し、その校者として和田英松、佐藤球、幣原坦、中田薫らが加わるようになったとする。この校合作業は明治三十一年より開始されたが、宮崎をはじめ諸事情により作業に従事することが難しい者が続出する事態に陥つたことにより、この時の作業は中断されてしまった。しかし、その後の明治三十六年に、三浦が指導を担当していた國學院研究科学生の高橋萬次郎、植木直一郎の協力を得て校合作業が再開され、同序文に

三十六年、余國學院大學の研究科に於て、同科学生高橋萬次郎、植木直一郎両氏の為めに、日本法制史の指導講師たるに及び、両氏の同意を得て、同年十一月より更に斯業を継続するに決し、毎週一回私宅に会して校読せしが、三十九年九月に漸く其業を卒へ、一部の校本を得たるに至れり。

と述べられているように、週一で三浦邸にて校合作業が行なわれ、一応の完結をみたのであった。

また、右掲の序文に「諸本の異同を見出す毎に、余の活字本に朱批を加へたり」とあるが、この三浦の書き入れがなされた校印本『令集解』は、現在、国立国会図書館に所蔵されている。³⁷⁾本書の各冊末尾には校合作業が終了した日付が書き込まれており、この日付を時系列に並べていくと次のようになる。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 卷一一 (戸二) 明治三十一年十一月十一日夜 | ② 卷三 (職員二) 明治卅五年三月廿日 |
| ③ 卷四 (職員三) 明治卅五年十二月廿六日 | ④ 卷八 (僧尼二) 明治卅七年三月十二日 |
| ⑤ 卷七上 (神祇) 明治卅七年三月廿五日夜 | ⑥ 卷六 (職員五) 明治卅七年四月 |
| ⑦ 卷五 (職員四) 明治卅七年五月 | ⑧ 卷一六 (選叙) 明治卅七年五月廿二日 |
| ⑨ 卷一八 (考課一) 明治卅七年十月廿三日夜 | ⑩ 卷一九 (考課二) 明治卅七年十一月十三日 |
| ⑪ 卷二〇 (考課三) 明治卅七年十二月四日 | ⑫ 卷二一 (考課四) 明治卅八年一月八日 |
| ⑬ 卷二二 (考課五) 明治卅八年一月卅日夜 | ⑭ 卷三一 (公式一) 明治卅八年三月五日 |
| ⑮ 卷三二 (公式二) 明治卅八年四月十七日夜 | ⑯ 卷三五 (公式五) 明治卅八年六月廿五日 |
| ⑰ 卷三四 (公式四) 明治卅八年六月廿八日夜 | ⑱ 卷三六 (公式六) 明治卅八年七月八日夜 |
| ⑲ 卷二八 (儀制) 明治卅八年十二月十七日 | ⑳ 卷四〇 (仮寧・喪葬) 明治卅九年四月十三日 |
| ㉑ 卷二三 (禄) 明治卅九年五月十一日夜 | ㉒ 卷二九 (衣服) 明治卅九年七月廿一日 |
| ㉓ 卷三〇 (營繕) 明治卅九年八月三日 | ㉔ 卷三八 (廐牧) 明治卅九年九月十五日 |

これらの日付を見ていくと、校合作業は必ずしも『令集解』の巻一から順に進められていったのではないことがわかる。先の序文の記述と照らし合わせるならば、一番早い日付は巻一一の明治三十一年であり、序文にある宮崎との校合作業の開始時期とも合致しており、日付の下に「古代法研究会」と記されている。これが中断したのは巻四の作業終了後、すなわち明治三十五年の末頃以降であつたようである。その後の日付として、巻八の末尾には「明治三十七年三月十二日」とあり、続けて「国学院研究科」との書入れがなされており、作業が再開されたのは明治三十六年の頃であるとする序文の文言とも合致している。さらに、巻七上に「国学院研究科学生二氏」、巻二二に「三人」、巻三二に「三浦、高橋」とあり、高橋萬次郎、植木直一郎との校合作業が継続して行なわれていることが示されている。

この三人での校合作業が明治三十九年九月をもって終了し、国書刊行会のもとにより、この校定本をもとにしての活字化するための編纂作業が行なわれた。国書刊行会本の凡例末尾には、「本書を刊行するに当りて高橋萬次郎氏は本会のために専ら稿本の編纂校合の労を執られ、文学博士三浦周行氏は注意と助力とを与へられたり。」と記載されており、その編纂作業は三浦の指導の下で高橋萬次郎が専ら行ない、明治四十五年六月に刊行されたのであつた。三浦、高橋、植木の三名で校訂作業を進めていたものが、出版に向けての編纂作業は専ら高橋ひとり担当することになったのは、植木が振武学校教授や皇典講究所および國學院大學師範部の講師の任を負っていたこと、他方の高橋は研究科での研究題目を「大宝令の研究」と定めて令を専門分野とし、また明治四十二年九月より京都帝国大学文学科大学の助手となっており、三浦の近辺にいたということによるのであろう。

この『令集解』の校訂が成し遂げられたことにより、三浦はその「唯一の経験者」であり『令集解』研究の当代における最高権威者として余人の追隨を許さなかつた³⁸。このことは、大正九年に三浦の論文集『法制史之研

究』に帝国学士院恩賜賞（第十回）が授賞された際の審査要旨においても、次のように評価されている。⁽³⁹⁾

令集解ハ法制史研究ノ上ニ至要ナル典籍ナルガ従来ノ諸本誤脱多クシテ読ムベカラズ学者ノ困ム所ナリシニ著者ハ明治三十一年以後法学博士宮崎道二郎君等ト共ニ此校訂ニ従事シ同三十九年ニ至リテ其業ヲ卒ヘ後国書刊行会ニ於テ刊行世ニ布ケリ、之レ固ヨリ著者独力ノ致ス所ニアラズトイヘドモ著者ガ約十年ニ涉リテ終始此事業ヲ担当シ之ニ尽力シタル結果斯ク学界ニ善良ナル校訂本ヲ提供シタルナリ本書第八編「令集解ノ刊行ニ就キテ」ト題スル一篇以テ其顛末ヲ見ルベシ

なお、三浦の校印本『令集解』には、明治期の日付の書き入れに並んで、昭和二年二月から同四年五月にかけての日付も全冊にわたって書き入れられている。この昭和に入ってから再校訂は、京都帝国大学文学部の学生たちと行なっていたものであり、⁽⁴⁰⁾この校訂作業は『新註皇学叢書』（物集高見編、昭和六年、以下、皇学叢書本と称す）の第二巻として収録された。皇学叢書本の凡例には、

一本書は去る明治四十五年、国書刊行会が、余輩の校訂本を底本として開版せる校訂令集解に、更に其の後に於て発見せる金沢文庫本の別本を始め、多くの異本との校合に依りて得たる成果を加へ、且つ校訂本の誤植等は、厳密なる対校に依りてこれを刪正し、以て其の面目を一新した。

として、国書刊行会本での校訂をもとに更なる校訂が加えられたことが示されている。また、本書には瀧川政次郎に

よる集解文についての標注も加えられて両氏の共編として刊行された⁽⁴¹⁾。本書はその後、同じ版をもって『定本令集解 釈義』として内外書籍株式会社から昭和六年四月に刊行され、当時における令集解の本文校訂の決定版であるとして「定本」の語を冠している⁽⁴²⁾。

このようにして、『令集解』の校訂作業は高橋、植木の在学中に完結し、その後の刊行に向けての編纂作業は研究科卒業後に高橋が主として行なっていった。この二人の卒業後については、高橋は右に述べたように、明治四十二年九月より京都帝国大学文科大学の助手となり、翌四十三年五月より同大学図書館の司書も兼任し、ともに大正六年四月まで勤めた。高橋が助手になった明治四十二年は、三浦が国史学第二講座の担任になった年でもあり、三浦の推挙によるものであったと推測される。その後、高橋は大正六年四月に別格官幣社護王神社の宮司に就任しており、これにともない京都帝国大学での職を辞したのである⁽⁴³⁾。他方の植木は、研究科在学中の明治二十七年四月に振武学校の教授を嘱託され、同校の委嘱により『日本語文教程』(二冊、明治三十八年)、『日本語法教程』(一冊、明治三十九年)などの教科書を編纂している⁽⁴⁴⁾。卒業後は、先節において述べたごとく、皇典講究所および國學院大學の講師を嘱託され、特に國學院大學においては三浦の京都帝国大学赴任にともなう後継として師範部の講義を担当している。この植木への講師嘱託に関しても三浦の推挙があつてのことと思われる。前節で述べた河野省三の場合もそうであつたが、京都帝国大学においても国史科卒業生に対して種々の援助を行なつており⁽⁴⁵⁾、三浦は指導した学生に対しての支援が厚かつたようである。

おわりに

以上、三浦周行の國學院（國學院大學）での法制科目の講義を中心に、三浦と國學院との関わりについて見てきた。三浦が明治四十年に京都帝国大学に赴任して以降も國學院大學との関わりが断たれることはなく、その後も前述のように期間出講にて講義を行っていた。また、明治四十二年八月の夏期講習会において科外講演「国史の研究と古文書学」を講述しており、⁽⁴⁶⁾さらに、國學院大學国史科が中心となって国史学会が明治四十二年に創立されると、三浦はその評議員をつとめて、しばしば講演を行っており、時には三浦を囲んだ懇談会なども催された。⁽⁴⁷⁾

三浦は『國學院雜誌』にもいくつかの論説を寄せている。たとえば、「賀茂真淵翁五十年祭記念号」である第二十四卷第十一号（大正七年十一月）に「国学開拓者の雅量」という小論や、大正十二年十一月に関東大震災が起こった際には、その半年後に「精神復興喧伝」として、震災からの精神的復興のためには拳国一致して失われた国民精神の長所を振興し、極めて困難な時局に善処することに努めなければならぬと論じ、その例として我が国民性の特長を体現した豊臣の忠臣木村重成の一生について著した論考を発表している（「木村重成の事蹟について」第三十卷第七号、大正十二年七月）。

このように講義や講演、機関誌である『國學院雜誌』への寄稿など多岐にわたる三浦の國學院との関わりであるが、何より注目すべきは、こうした講義や研究指導などを通じて、高橋萬次郎、植木直一郎、河野省三といった、後に國學院の研究活動に寄与していく人物たちを輩出したことにある。さらに、高橋、植木らと完成させた『令集解』の校訂作業に表されるように、三浦により國學院における後進の育成を通じてなされた研究は、國學院の法制史学のみならず、日本の法制史学や歴史学においても大きな業績となったのである。

注

- (1) 三浦周行の経歴および業績などについては、藤井讓治「三浦周行」礪波護・藤井讓治編『京大東洋学の百年』(京都大学学術出版会、二〇〇二年)、勝田勝年『三浦周行の歴史学』(柏書房、一九八一年) 同「三浦周行博士の生涯―五十年忌を前にして―」『國學院雑誌』第八十二巻第四号(昭和五十六年四月)、「修学期の三浦周行博士―青年史家の刻苦精励の記録―」『同』第八十二巻第七号(昭和五十六年七月)、石井紫郎「三浦周行」永原慶二・鹿野政直編著『日本の歴史家』(日本評論社、一九七六年)などを主として参照し、特に参考にしたものは別途注に示した。
- (2) 東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史』部局史一、東京大学、一九八六年、七九、一〇二頁。なお、明治二十九年に『法制類聚』編纂の継承が決定され、その担当者に増田于信が選任されて三十三年までつとめ(七九頁)、後任の三浦が三十六年に兼務の都合により辞任した後は、編纂事業自体が廃止とされた。
- (3) 京都帝国大学に赴任することになった明治四十年以降は、史料編纂補助嘱託として昭和六年に死去するまで在籍していた。東京大学史料編纂所編刊『東京大学史料編纂所史料集』(二〇〇一年)第三章「史料編纂所の教職員」第一節「職員録」参照。
- (4) 池辺義象については、「池辺義象」(昭和女子大学近代文学研究室編刊『近代文学研究叢書』二二、一九五八年)のほか、京都帝国大学時代の池辺に関して、吉原丈司「池辺義象著作目録」(「法制史学者著作目録選」(Web版)) <http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/Historian2003.htm> など参照。
- (5) 『國學院雑誌』第十五巻第十一号(明治四十二年十一月)の彙報欄「学位授与」(一〇四―一〇六頁)。なお、喜田貞吉も論文「平城京の研究」で同日に学位を授与されている。
- (6) 三浦と國學院との関わりについては、講師となる以前の二十二年六月に設置された礼典調査会の準備委員を委嘱されたことが最初となる(國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』上、國學院大學、一九九四年、二五六頁)。
- (7) 学科課程の科目のほか、明治三十四年二月に催された皇典講究所神職講習会において、三浦は課外の講義(講演)を担当していたようである(『國學院雑誌』第七巻第三号「明治三十四年三月」の彙報欄「皇典講究所の神職講習会」、一二八―一二九頁)。
- (8) 『國學院雑誌』第九巻第十号(明治三十六年十月)彙報欄「國學院記事」の「新学年開始と学科及担当講師」(八二―八三

頁

- (9) 『國學院大學百年史』上、三五二～三五四頁
- (10) 『國學院雜誌』第九卷第十二号(明治三十六年十二月) 彙報欄「國學院記事」の「研究科指導講師」(七六～七七頁)
- (11) 高橋萬次郎と植木直一郎の研究科での研究題目は、高橋は「大宝令の研究」、植木は「日本法制史(特に武家時代)」であった(『國學院雜誌』第九卷第十一号「明治三十六年十一月」 彙報欄「國學院記事」の「研究科学生と其の研究題目」、八三頁)。
なお、研究科学生に向けて三浦が行なった談話を活字化した「専門学に於ける概念の必要」が『國學院雜誌』第十卷第一号(明治三十七年一月)に掲載されている。
- (12) 『國學院雜誌』第十卷第六号(明治三十七年六月) 彙報欄「國學院規則(抄出)」、皇典講究所編刊『皇典講究所五十年史』(一九三二年)、一一三頁、『國學院大學百年史』上、三六九、三七五頁
- (13) 『國學院雜誌』第三十八卷第十号(明治三十八年十月) 彙報欄「國學院記事」の「新学年開始と学科及担任講師」(二〇〇～二〇五頁)
- (14) 『國學院雜誌』第三十八卷第十一号(明治三十八年十一月) 彙報欄「皇典講究所・國學院記事」の「研究科入学生」に三浦の指導担当として「日本の小作制度 篠崎幸福」との研究題目と学生名が掲載されている(一一一頁)。
- (15) 澤邊復正は、東京帝国大学文科大学史学科(国史学)の明治三十八年卒業生である。
- (16) 『國學院雜誌』第十三卷第十号(明治四十年十月) 彙報欄「皇典講究所・國學院大學記事」の「講師異動」(九七頁)
- (17) 『國學院雜誌』第十四卷第五号(明治四十一年五月) 彙報欄「皇典講究所・國學院大學記事」の「講師異動」(二〇五頁)
- (18) 『國學院雜誌』第十四卷第十五号(明治四十一年十月) 彙報欄「皇典講究所・國學院大學記事」の「講師異動」(一一七頁)。
なお、これ以降の『國學院雜誌』彙報欄には三浦の期間出講に関する記事はみられないが、後述の第一八期生の秋岡保治が明治四十二年に國學院大學国史科二年生として三浦の講義を聴講したことを回顧録に記していることから明治四十二年にも講義を行っていたと思われる。
- (19) 『法律大辞書』に執筆した「日本法制史」が三浦の最初の法制史概説であり、次の(二)「法制史総論」はこれに基いて著されたとされる。上横手雅敬「解説—三浦博士の鎌倉時代史と法制史について—」『日本史の研究新輯一』岩波書店、一九八二年、六九三頁参照。

- (20) その後、文学士上原益蔵（東京帝国大学文科大学国史科、明治三十五年卒業）によつて、あらためて「日本法制史」の講義録が執筆されているが、これも未完で終わっている（『國學院雜誌』第十卷第三、四号、明治二十七年三、四月）。なお、同講義録は、その緒言に「意外なる命令が、余の頭上に下つたのであります」、「三浦先生に代つて、余に法制史の講義をかくやうにとの御話があつた事であります」、「恩師三上先生からも、やつて見るがよいとの御声がかゝりましたので」等と述べており、三浦ないし三上参次からの指示により執筆、掲載に至つたものと推測される。
- (21) 瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史学の發達」『日本法制史研究』名著普及会、一九八二年（初版有斐閣、一九四一年）参照
- (22) 國學院における法制科目は、明治三十二年に学科改正を行ない法制科が国史科と合併されて国史法制科となつた際に、第二年級の「古代法制」を國學院第二期生の熊谷直一郎に委嘱していたが、その後、三十五年八月に熊谷は病により急逝しており、それ以前にも転地療養していたため、「古代法制」は休講となつていたのであろう。九月より宮西惟助が「日本制度通」の講義を担当するとともに、熊谷担当の「王政時代史」を引き継いでいる。『國學院大學百年史』上、三四八頁、『國學院雜誌』第五卷第九号（明治三十二年九月）彙報欄「國學院記事」の「國學院講師増聘」（一一〇頁）、『同』第八卷第九号（明治三十五年九月）彙報欄「國學院記事」の「熊谷講師の逝去」（九四頁）、『同』第八卷第十号（同年十月）彙報欄「國學院記事」の「新講師嘱託及担当の変更」（一〇二頁）、参照。
- (23) 『國學院雜誌』第九卷第十号（明治三十六年十月号）彙報欄「國學院記事」の「新学年開始と学科及担当講師」（八二―八三頁）参照
- (24) 宮西惟助担当の「日本制度通、皇室典範」の講義筆記ノートについては、拙稿「宮西惟助の『日本制度通』講義―河野省三の講義筆記ノートを通じて―」（『國學院大學校史・學術資産研究』三（二〇一〇年））を参照されたい。
- (25) 三浦による時代区分の記述は、日本法制史において最初になされた時代区分とみられ、昭和三年に刊行された瀧川政次郎の『日本法制史』の時代区分にも影響を及ぼしているとされる（上横手雅敬「解説」、六九四頁）。
- (26) 河野省三「日本人の生活―或る教育者、宗教者、学徒の自叙伝―」（『國學院大學内宗教研習室』一九五二年、四二―四四、五一頁）。
- (27) 秋岡保治については、川井清敏「秋岡保治」『季刊第二次悠久』三〇、一九八七年、参照。

(28) 秋岡保治「回顧」国史学会編刊『国史学別冊五十年の回顧』、一九五九年、五二頁。ほかにも、第十期生の青山重鑒(三十四年前の在学当時を顧みて)「國學院大學院友会編刊『会報』一九三〇年、四四〜四五頁)や主事の石川岩吉(「五十年前の國學院大學はじめて大学になった頃の思ひ出」『神社新報』四八二、一九五六年六月二三日)なども三浦の講義について同様の回想をしており、青山によれば三浦の講義は「出雲弁まるだして早口」であったとのことである。

(29) 宮川宗徳については、宮川宗徳大人伝記刊行会編刊『宮川宗徳―その伝記と遺稿―』、一九六四年、前田孝和「宮川宗徳」季刊第二次悠久」三〇、参照。

(30) 秋岡とともに受講していた同期の宮川宗徳も「国大の講義の中でも三浦周行先生の日本法制史や民間学者の著書例えは池辺義象先生の日本法制史や福田徳蔵博士の日本経済史論や洋書ではセイグマン氏のザ・セオリー・オブ・インタープレティション・オブ・ヒストリーなどの本に特別の興味を感じるようになり、国史研究に対する考えも之までのような戦史や政治史中心のものでなく人間の社会生活や経済生活に重きを置いて編述せられるものではなくてはならぬと云う考え方に変わったと記している(宮川宗徳「国史学会創立当時の思ひ出」『五十年の回顧』、五六頁)。

(31) たとえば、國學院での講義ノートに存する、第三冊「武家時代」の前半部分である「武士ノ勃興」から「幕府ノ組織」まで部分や、第四冊の第五章「戦国時代」における国法の説明にて信玄家法などの具体的事例を挙げていることなどは京都帝国大学の講義録では見られない。

(32) 上横手雅敬「解説」、六九五頁

(33) 河野省三「日本人の生活」、五一〜五二頁

(34) 水本浩典「令集解」皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇一年、六一〇〜六一二頁、律令研究会編『訳註日本律令』一一 令義解訳註篇別冊、東京堂出版、一九九九年、解題(水本浩典執筆) 六六二頁、石川介については、渡辺滋「石川省齋の『令集解』版行―近世における律令研究とその後世への影響を中心に―」『日本歴史』六六三、二〇〇三年、同「石川省齋による『令集解』版行とその歴史的意義」『古代学研究所紀要』六(明治大学古代学研究所)、二〇〇七年、参照。

(35) 本序文は『法制史の研究』にも再録されている。また、「法制史総論」においても、三浦は以下のように述べている(二二頁、「」は割注、「」は筆者)。

此書（令集解）は文久年中に江戸の書肆山城屋佐兵衛が印刷に附せしものあり。此くの如く令集解は令の研究上重要闕くべからざるものなるも、令釈以下の文は、令義解の如き純粹なる漢文に非らずして、和臭を帯びたる漢文なれば、これを讀下すること困難なる上に、伝写の間誤脱頗る多く、文久の活字本は古本十六種を校合せりといふも、猶ほ不充分なる点少からず。「神道叢書第四附尾義解異本及び解釈類。」故に更に世に伝ふる古写本を以て校正するの必要あり。

なお文中の「文久年中に江戸の書肆山城屋佐兵衛が印刷に附せしもの」は『神道叢書』四（中島博光・大宮兵馬編、神宮教院、一八九八年）所収の「令義解異本および解釈類」に依拠して書かれているが、右書は石川介校印本のことを指しているものの、文久年中に印刷されたというのは誤りである（渡辺滋前掲論文参照）。

- (36) 校訂作業に用いられた諸本については、凡例にそれらが掲げられている。令集解は「文学博士井上頼圀氏所蔵金沢文庫本、内閣記録課所蔵金沢文庫本、東京帝室博物館所蔵浅草文庫本、文学博士萩野由之氏所蔵塙保己一校本、文学博士三浦周行氏所蔵塙保己一校本、塙本所校水戸彰考館本、法学博士宮崎道三郎氏所蔵本、法学博士宮崎道三郎氏所蔵異本、東京帝国大学所蔵筒井忠英校本、文学博士栗田寛氏所蔵本、大澤清臣氏所蔵本、文学博士三浦周行氏所蔵稲葉通邦校本、文学博士井上頼圀氏所蔵本、文学博士小中村清矩氏所蔵本、法学博士中田薫氏所校菅原本、文学博士三浦周行氏所蔵和学講談所本令集解逸文、内務省地誌課本令裏書」、その他の参考として「法学博士宮崎道三郎氏所蔵令本文、令義解、類聚三代格、続日本紀、政事要略」の名が明記されている。これらの諸本の子細については序文中の「校合の諸本」にて説明されている。

- (37) 国立国会図書館所蔵『令集解』巻一〜二四、二八〜三六、三八、四〇、三三六冊（石川介校、須原屋茂兵衛刊、明治四年）請求番号八四八―一四六、マイクロフィルム請求番号YD―古―六五一一〜六五二二

- (38) 瀧川政次郎「序並びに序文」三浦周行・瀧川政次郎共編『令集解釈義』国書刊行会、一九八二年（復刻版）、二〜三頁
- (39) 「文学博士三浦周行君著「法制史之研究」ニ対スル授賞審査要旨」日本学士院編刊『日本学士院受賞審査要旨集』一、二〇一一年、一三五〜一三七頁、また日本学士院HP (<http://www.japan-acad.go.jp/>)「恩賜賞・日本学士院賞・日本学士院エジンバラ公賞受賞一覧」にも掲載されている。

- (40) 三浦の校印本『令集解』には校合終了の日付とともに、作業に従事した学生の名や「読史会」との記載が存する。「読

史会』については、勝田勝年『三浦周行の歴史学』第四章第四節「京都帝大「読史会」の指導」参照。

(41) 『新註皇学叢書』の編者であった物集高見が最後の第十二回配本の令集解の刊行を残して急逝したために、その子高量によって編集が引き継がれて、三浦に校訂の依頼がなされた。本叢書は本文校訂と標注から成るものであるが、三浦自身は標注を執筆するつもりはなく、当初は高橋萬次郎に執筆させる心積もりであったようであるが、高橋が昭和五年末に急逝したため、瀧川政次郎のもとに執筆の依頼が来たとのことである（瀧川政次郎「序並びに解説」、一〇九頁）。

(42) 戦後に『新訂増補国史大系令集解』が刊行され、更なる善い校訂本として広く研究者に使用されるに至り、国書刊行会より復刻された際には「定本」の語は不妥当となったのでこれを除いたとしている（瀧川「序並びに解説」、一頁）。

(43) 京都帝国大学編刊『京都帝国大学一覽從明治四十二年至明治四十三年』（明治四十三年）〜『同從大正五年至大正六年』（大正五年）「京都帝国大学職員」および「文科大学職員」の項、大神神社史料編修委員会編『大神神社史料』三、研究論説篇（大神神社、一九七一年）、「附録四 明治以後大神神社宮司履歴」、一二二〜一二三頁

(44) 「植木直一郎先生年譜」植木博士還暦記念祝賀会編刊『植木博士還暦記念 国史学論集』一九八三年。また植木は、三浦の急逝とその後の葬儀の様子を「江木千之翁の涙」（『神社新報』六二八、一九五九年七月二五日）にて回想している。

(45) 勝田勝年『三浦周行の歴史学』第四章第五節「京大國史科卒業生に対する援助」、七七〜七八頁

(46) 『國學院雜誌』第十六卷第八号（明治四十二年八月）彙報欄「本学夏期講習」（九四頁）。この講演は後に、『國學院雜誌』第十七卷第一号（明治四十三年一月）に論説として掲載された。

(47) 「国史学会五十年略史」学会略年表「五十年の回顧」、一〜一五頁。研究懇談会のほか、大正八年一月などには「三浦周行氏招待新年会」が催されている。また、国史学会以外にも、三浦の上京を機に國學院大學の講師諸氏らとの懇談会が催されている（『國學院雜誌』第十七卷第五号「明治四十三年五月」彙報欄「國學院大學近況」中の「三浦博士招待会」、一〇四頁）。なお、右の研究懇談会の席上で三浦が行なった講演の大意が『國學院雜誌』第十七卷第十号（明治四十三年十月）に「国史研究の趨勢」として掲載されている。